

平成 22 年度

財政援助団体等監査の講評

(期日 : 平成 23 年 3 月 25 日)

うるま市監査委員

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした団体

(1) 補助金交付団体

- うるま市農漁村生活研究会
- うるま市商工会

(2) 公の施設の指定管理団体

- いちゆい具志川じんぶん館（株式会社 ジーエヌエー）
- 石川地域活性化センター舞天館（特定非営利活動法人 ふろふ）

第2 監査を実施した期間

平成23年1月11日から平成23年3月22日まで

第3 監査の概要

監査の対象とする平成21年度の補助事業及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に執行されたかどうかについて、担当課及び対象団体ごとに次の点に着眼し監査を実施した。

1 補助金交付団体

(1) 担当課

- ① 補助の目的、基準は規則、要綱等により明確に定められているか。
- ② 補助金の交付手続は適正か。又、交付時期は適切か。
- ③ 補助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果を確認するため実績報告書の審査等が行われているか。

(2) 財政援助団体

- ① 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金に係る収支について、会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ④ 補助金の実績報告等は適切に行われているか。

2 公の施設の指定管理団体

(1) 担当課

- ① 管理団体の指定は、法令等に基づき適切に指定されたか。
- ② 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ③ 管理に関する経費の算定等は適正になされているか。

- ④ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑤ 指定管理者に対し適切に調査し指示を行っているか。

(2) 指定管理団体

- ① 施設は関係法令等に基づき適切に管理されているか。
- ② 出納関係帳簿の整理は適切か。又、領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。

第4 監査の結果

補助金については、出納その他の事務がおおむね適正に処理されていると認められる。また、公の施設の指定管理者については、協定書・年度協定書に基づき適正に管理運営されていると認められる。

なお、一部において改善又は検討を要する事項等が見受けられた。事務処理の適正な執行に努められたい。以下、概要について、補助金交付団体及び公の施設の指定管理者ごとに内容を報告する。

1 補助金交付団体

○ うるま市農漁村生活研究会

団体の概要

生活研究会員の情報や技術の交換を図り、地域社会の生活向上や合理化を推進することを目的としている。平成21年度は島野菜料理親子交流会、市産業まつりへの参加、市生涯フェスティバルでの展示等を行った。平成21年4月1日現在の会員数81名。農業者の自立経営を推進するために組織された団体の運営等に要する経費の一部として、うるま市農業関係団体補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行っている。

(単位：円)

補助金等の名称	交付金額	精算額	団体の収支決算額
うるま市農漁村生活研究会補助金	660,000	0	59,613

平成21年度の団体の決算額について、収入総額 845,084 円、支出総額 785,471 円となっている。主な内訳は、収入では補助金 660,000 円 (78.1%)、会費 121,500 円 (14.4%)、繰越金 63,436 円 (7.5%) 等で、支出では講習会費 296,851 円 (37.8%)、研修費 136,309 円 (17.4%)、役員手当 136,000 円 (17.3%)、負担金 91,000 円 (11.6%) 等となっている。

(是正すべき事項等)

● 担当課

- ・ 補助金交付の根拠法令となっている「うるま市農業関係団体補助金交付要綱」では運営補助か事業補助か明確でなく、補助対象経費の区分も農漁村生活研究会活動経費の一部とあるだけで不明確である。補助金の効果、妥当性等を判断しなければならないことから補助金の対象経費、算定基準は明確にする必要があり改善が望まれる。
- ・ 補助金交付要綱第4条では「補助金内定通知を受けた日から起算して30日以内に、補助金申請書を提出しなければならない」とされているが、補助金の内定通知が出されていない。要綱に沿った適正な運用を望む。
- ・ 補助金交付要綱第8条で補助金の実績報告は、補助事業の完了した日から起算して20日以内、又は、補助金交付決定のあった年度の翌年の3月1日のいずれか早い期日までに提出するようになっており、最長で3月1日までとなっているが、実際には4月以降に提出されている。又、担当課は改善等の指導を行わず受理しており不適切である。要綱の遵守を望む。
- ・ うるま市補助金制度に関する指針において運営補助は原則として団体の設立後3年間となっている。補助金の効果を検証しつつ、今後、団体が自立した運営を行えるよう適切な指導、助言を行うよう望む。

● 補助団体

- ・ 補助金実績報告の期限日以降（最長で補助金の交付決定のあった年度の翌年3月1日）に支出した経費が実績報告に含まれており適切でない。要綱に沿って適切な報告を行うよう見直しを検討する必要がある。
- ・ 団体規約で会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとなっているが、出納閉鎖日については記載されていない。通常は翌年度の取扱いとなるはずの4月及び5月の支払いについて3月31日付で支出しており会計処理が適切でない。改善を検討する必要がある。
- ・ 領収書綴りにおいて、領収書に代わりレシートが添付されているが、将来において文字等が消えるおそれがあり適切ではない。
- ・ 補助金と繰越金で決算収入額の85.6%を占めており運営費補助的な要素が大きいと思われる。うるま市補助金制度に関する指針において運営補助は原則として団体の設立後3年間となっており、今後は事業等を充実させ財源を確保し、自主運営できるよう努められたい。

○ うるま市商工会

団体の概要

うるま市における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資し、国民経済の健全なる発展に寄与することを目的として、小規模事業者の経営又

は技術の改善発展を図るための相談、助言指導を行う経営改善普及事業の他、社会福祉活動、地域課題に対する調査研究を行う地域総合振興事業を実施している。

平成21年度末の会員は、個人1,829、法人537、計2,366で加入率53.0%となっている。

市商工会の円滑な運営を図り、商工業の発展と会員相互の親睦と融和に資するとして、うるま市商工会運営補助金交付要綱に基づき運営費の一部を補助している。

(単位：円)

補助金の名称	補助金交付金額	精算額	団体の収支決算額
うるま市商工会運営補助金	17,423,000	0	5,771,243

平成21年度の団体の一般会計の決算額について、収入総額152,025,915円、支出総額146,254,672円となっている。主な内訳は、収入では補助金99,833,325円(65.7%、内市補助金11.5%)、会費及び手数料48,306,361円(31.8%)、受託料収入2,749,403円(1.8%)、繰越金1,136,826円(0.7%)で、支出では経営改善普及事業指導員設置費が79,532,855円(54.4%)、経営改善普及事業指導事業費23,001,012円(15.7%)、管理費19,040,662円(13.0%)、地域総合振興事業費13,639,835円(9.3%)、引当費8,000,000円(5.5%)等となっている。

(是正すべき事項等)

● 担当課

- ・ 補助金の実績報告書について、商工会運営補助金交付要綱第8条では翌年度の4月末日までに提出することになっているが、6月26日付で期限後の提出となっている。要綱を遵守し適切な指導を行うよう望む。
- ・ 運営補助金の対象経費および剰余金が発生した場合の取扱い等について明確な取り決めがない。補助額の決定及び妥当性を判断するうえでも要綱等で明確にしておく必要がある。
- ・ 運営補助金が商工会館建設引当金にも充当されているが、交付目的に合致するか検討が必要と考える。
- ・ 特別会計として経理されている市からの受託事業について、一般会計の受託事業へ収益等を計上させるよう指導することを検討してはどうか。

● 補助団体

- ・ 加入率が53.0%と低い状態であり、加盟会員の加入促進に向けて一層の努力が必要である。
- ・ 商工会の合併による経費縮減効果が図れるよう会館の統合や適正な職員配置等に努めるよう望む。

2 公の施設の指定管理団体

○ いちゅい具志川じんぶん館 (株ジーエヌエー)

人材育成と雇用機会の創出及び産業の振興による地域活性化を推進するために設置されている。平成21年度より株ジーエヌエーに施設の管理運営を委託している。

(単位：円)

指定管理委託料	当施設に係る収支決算額	指定管理の期間
6,538,000 (平成21年度)	△1,364,222	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

平成21年度の施設の維持管理にかかる決算額について、収入総額 25,792,285 円、支出総額 27,156,507 円で、収支決算額は 1,364,222 円の赤字となっている。これは入居企業の2/3の面積を占める企業が年度途中で撤退するという想定外の収入減が大きく起因しており、当初 5,000,000 円だった指定管理委託料から 1,538,000 円増額したにもかかわらず赤字収支となった。

(是正すべき事項等)

● 担当課

- 施設の利用料金については、いちゅい具志川じんぶん館条例第18条で市長の承認を受けて指定管理者が決定することになっているが、料金の決定伺い等の文書が見受けられなかった。法令を遵守し適切に指定管理者を指導することが望まれる。
 - 利用料金の減免措置については、企業業務室使用料等の減免額が多額(3,458,850 円、減免率 54.5%)で収支決算が赤字となっている要因の一つとなっている。その目的に沿った見直しを図ることで、更に適切な施設利用を推進できるものとする。
- ※ 減免内訳 うるま市役所 (37.8%)、市関連団体 (9.1%)、教育機関 (12.5%)、入居企業 (20.0%)、その他 (20.6%)

● 指定管理団体

- 特に是正すべきところはない

○ 石川地域活性化センター舞天館 (特定非営利法人 ぷろぷ)

地域における起業家支援、人材育成及び交流拠点の位置づけのもと地域活性化を推進するために設置されている。平成21年度より特定非営利法人ぷろぷに施設の管理運営を委託している。

(単位：円)

指定管理委託料	当施設に係る収支決算額	指定管理の期間
6,000,000 (平成21年度)	△1,438,697	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

平成21年度の施設の維持管理にかかる決算額は、収入総額9,730,642円、支出総額11,169,339円で、収支決算額は1,438,697円の赤字となっている。これはインキュベートルームが4月から7月までの3ヶ月間は企業の入居にかかる準備期間であったことに起因している。(平成22年度は100%入居している。)

(是正すべき事項等)

● 担当課

- ・ 施設の利用料金については、石川地域活性化センター舞天館条例第19条で市長の承認を受けて指定管理者が決定することとなっているが、料金の決定伺い等の文書が見受けられなかった。法令を遵守し適切に指定管理者を指導することが望まれる。
- ・ インキュベートルーム及びテナント使用料について舞天館条例施行規則第19条第1項により減額が規定されているが、実際の入居企業には適用させておらず不適切な取扱いとなっており改善を望む。

● 指定管理団体

- ・ おおむね適正であるが、研修会参加費が管理事務費に経理されていた。職員の資質向上にかかる経費を施設の管理経費に含めることは適切でない。協定書で規定する内容を確認の上、適正に事務処理を行うよう留意されたい。